

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2021.06

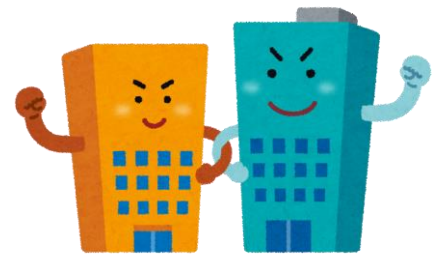
【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ スムーズな事業承継で許可の継続を！

2020年10月の法改正により建設業許可も事業承継（譲渡及び譲受、合併、分割、相続）ができるようになりましたが、実際には、承継制度における本年3月末までの認可件数は203件で、まだまだ必要な方へ情報が行きわたっていない印象です。是非、協力会の皆様などへもお伝えいただきたいです。

～譲渡及び譲受け～

以前は、個人事業主の許可は承継することができず、例えば「息子さんへの代替わり」や「法人化」をした場合には新規許可申請が必要でしたが、**個人からも譲渡及び譲受けが可能となり、許可番号なども引き継ぐことができます。**さらに個人の場合は相続も可能となっています。



～合併・分割～

吸収合併をする場合、消滅会社の建設業許可については承継されず、合併後、存続会社が改めて許可を追加するかたちで対応するしかないため、途中許可がない空白期間の状態が生じていましたが、**合併日より事前に認可申請**を行うことで、合併後、存続会社に消滅会社の許可も承継されるかたちになり、許可がないなどの空白期間が生じることがなくなりました。

～事業承継のポイント～

- ① 事前（相続を除く）に行政への相談・申請が必要ですので早めの対応をする。
- ② 許可の「空白期間」や「再取得」が無くなります。
- ③ 許可を持っていない業種の建設業許可を持った会社のM&Aがスムーズになりました。

6月は試験がいっぱい！

6月13日（日）一級建築施工管理技士 第一次検定 改正後、初の検定
発表は、7月16日（金） 皆様の合格祈願いたしております。

6月12日（土）登録・篤土工基幹技能者 更新講習

6月12日（土）～13日（日）登録・篤土工基幹技能者 新規講習

コロナ禍ですが
たくさんの申込みが
ありました！
人気ですね～

運送業 7/10 までに
事業・実績報告

★運送業★ 事業報告、実績報告出していますか？

事業報告書

事業報告書は、毎事業年度の経営状況を報告するための書類です。事業者ごとに定めた事業年度（個人事業主の場合は1～12月）が終わってから100日以内に提出する必要があります。

事業実績報告書

事業実績報告書は、前年4月1日～今年3月31日までの輸送実績を報告するための書類です。決算期にかかわらずどの事業者も毎年7月10日までに提出しないとイケません。

提出していなくても…、イカン！

巡回前の確認に何うと、提出されておられないことがあります。

報告義務違反	初違反	再違反
報告書未提出	警告	10日車
虚偽の報告	60日車	120日車

2019年に改正された貨物自動車運送事業法により、この報告書が出していないと事業拡大（営業所・車庫増設、や認可を伴うような増車）ができません。

自社は大丈夫、でも協力会社様にも一度確認して頂きましょう。まだだった、分からない、そんな協力会社様がありましたら牟田事務所までご連絡を！

ちなみに一般貨物自動車運送事業だけでなく利用運送事業者も毎年報告が義務付けられています。

第1回運行管理者試験のご案内

今年も運行管理者試験が実施されます。

受付期間：令和3年6月7日(月)～7月14日(水)

試験日時：令和3年8月7日(土)～9月5日(日)

今年にはコロナの影響で全てCBT試験となります。

※CBT試験とは？

問題用紙やマークシートなどの紙を使わずに、パソコンの画面に表示される問題に対してマウス等を使って回答する試験になります。

普段よりも多くの会場、日程もいくつかあります。なかなか行けなかった方も是非挑戦してみてください。チャンス！

申込み、まだ日にちがある！
何て言ったら忘れちゃうよ

準備しておいて、すぐに申込み
しましょう。

第2回整備管理者選任前研修のご案内

研修日：令和3年7月14日(水)

申込期間：令和3年5月31日(月)～6月11日(金)

こちらもコロナの影響で受講者数を大幅に制限しています。期間を待たずに定員になることが予測されます。お早めに申し込みをお願いします。



運管、整備も、申込みの案内等不明な点等は、「田口」まで連絡を！

★産廃業★

～毎年の実績報告、忘れず提出を！～



■ 便利がいっぱい！ ツミホ(積替え保管)

最近多くご相談いただく案件のひとつに、積替え保管施設の設置があります。本来現場で出た廃棄物はまっすぐ処分場へ持っていかないといけないのですが、一度自社の土場に持ち帰って保管する、品目ごとに積み直して処分場へ運ぶ、といったことができるとう便利です！運搬物を処分先以外で一旦下ろしたり、自社の敷地で一時保管するためには「積替保管」の許可が必要になります。収集運搬業の許可の一部ですが、こんなメリットがあります↓

積替え保管の利点

- ・ 収集運搬してきたものを有価物と無価物に**選別して有価物を売却**する
- ・ 廃棄物を一定量ためてから運搬することで**運送コストの削減・環境負荷低減**
- ・ 混合廃棄物を品目ごとに**選別して処理コストを削減**

もちろんだんな土地でもすぐに積替え保管可能！とはいきません。積替え保管の許可を取るのが難しいか、そうでないかは**設置場所**によります。**隣地の同意**がどれだけいるのか、説明会が必要なのか、廃掃法以外の法令手続きが必要なのか。市町村条例の確認も大切です。ご検討中の土地等がございましたら、ぜひ一度ご相談ください。



■ 産業廃棄物処理実績報告 毎年6月30日が期限です！

今年も実績報告の時期がやって参りました。廃棄物の最終処分場を設置している事業者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者は、**毎年6月30日までに、前年度1年間の処理実績等を知事に提出することとされています。**

様式は様々ですが、6月初旬頃にハガキ等で、提出を促す通知がくる県・市もあります。収運・処分実績がなくても許可を持っている場合は提出が必要！という県が多いため、一度お手持ちの許可を見直し、提出漏れのないよう気をつけましょう。

【提出期限・提出方法】

毎年6月30日までに、前年度1年間分（今回は令和2年度分）の処理実績等を、各県の知事（管轄の県事務所等）へ提出します。窓口・郵送とも可能ですが、今年は原則郵送提出とする県が多いです。期限も、昨年は10月まで延長した行政もありましたが、今年は例年通り6月30日を期限とし、「新型コロナの影響で提出が難しい場合、期限が過ぎても受付可」とする県が多いようです。

提出を怠ると…該当の県・市のHPで公開している「**産業廃棄物処理実績報告書未提出者リスト**」にガッツリと名前が出てしまうので注意が必要です。罰則はないものの、未提出は信用に大きく関わります。

産廃 6/30 までに
実績報告

初めて収集運搬許可を取得された方、不明な点は、「**白木**」までご連絡を！

★役員任期 「役員改選登記」「定款」？！現在有効ですか

皆さま、役員改選は正しく行っておられますか。任期はいつまでかご存じですか。

会社法が平成18年にスタートして15年が経ったのですね。便利になりました。

お陰で(?)各社取締役の任期がバラバラで、結構大変な状況に”(-“-)”

建設業許可の新規や更新には、役員任期の確認がされ、改選の登記がされていない場合は、申請の受付ができません。(定款にも任期の改正が反映されないままの場合があります!)

是非、わが社の役員任期をご確認ください。不明な方は、いつも登記などをしていただいている司法書士の先生、もしくは牟田事務所まで、これでいいかな?って、いつでもご連絡くださいね\(^o^)/

登録証続々！ 自動車運転者職場環境良好度認証制度

5月20日に働きやすい職場認証制度認証事業者が公表されました。

認証は営業所単位で愛知県では**210社、546営業所**が認証されました。

東京では、**200社、413営業所**、愛知県が全国で一番多くの認証がされました。

牟田事務所でお手伝いさせて頂いた事業者様も全拠点含めすべて登録証を頂きました！



昨年星一つを取得したのに、今年は星二つを取得できません。今年だけ特別のようですね。ということは、昨年取得した事業者に追いつくチャンスです!!

また、この認証項目! 運送事業者の一步先行く内容となっており、運行管理と共に労務管理の水準がアップすること間違いなし!と、社労部門から熱い応援エールも届いています。

今年の申請期間は7月21日~9月21日の2か月間。今から準備すれば十分に間に合います。まずは、**星一つ☆彡 牟田事務所(貨物部門・社労部門)でサポート**させて頂きます。 田口

出張封印 好評です

引越した場合や車を購入したとき、運送業で営業所の新設・移転により**配置車両を入れ替える時**など、ナンバーが変わるときには車を運輸支局に持ち込み、新しいナンバーに封印を取り付けて貰わなければなりません。

日本全国どこでも対応

日本全国に専門行政書士の仲間がいます♡

例えば、「大阪に住んでいる息子に車を譲りたい!」「名古屋で使用しているトラックを東京の営業所で使用したい!」なんて時も全国各地の“車に関するプロフェッショナル行政書士”が取得したナンバーと封印を牟田事務所が駐車場まで取付けに伺います。

車で陸送する手間や費用や時間を大幅に削減でき、知らない業者が車に触ることがないので安心です。

全国の車庫証明から登録、封印まで牟田事務所にお任せください!!

